

平成 27 年度
四万十市教育行政方針

四万十市教育委員会

目 次

四万十市教育行政方針

体 系	1
基 本 方 針	2
期 間	2
基 本 施 策	3

方 針 と 重 点 目 標 等

学 校 教 育	4
生 涯 学 習	10
社 会 体 育	12
図 書 館	14
教 育 研 究 所	16

四万十市教育行政方針

教育行政方針の体系

四万十市民憲章

日本一の清流四万十川の美しい自然と、先人の残した誇り高き文化を継承する四万十市は、四国西南地域の拠点都市として栄えています。わたしたちは、四万十市民である誇りと責任を自覚し、より平和に、豊かで健康な市民生活を目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 1 四万十川の美しい流れを守りましょう。
- 1 人間の尊さを知り、社会のきまりを守りましょう。
- 1 青少年に希望の持てる、豊かで、活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 いたわりの心をひろげ、あたたかい郷土をつくりましょう。
- 1 教養を高め、かおりある文化のまちをつくりましょう。

平成 17 年 10 月 1 日制定

四万十市総合計画

《 将来像 》

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市
～ “ にぎわい・やすらぎ・きらめき ” のあるまちづくり～

四万十市教育行政方針

《 基本目標 》

豊かな心と学びを育むまちづくり

基本方針

近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などが一層進み、社会構造や社会情勢が急激に変化する中で、地域に貢献し得る能力の育成は勿論のこと、国際社会にはばたく資質と能力を兼ね備えた人材の育成がますます重要となっています。

こうした状況の中で、四万十市では、「知・徳・体」の調和の取れた豊かな人間性と確かな学力に裏打ちされた人格の完成を目指す教育基本法の理念やこれに基づき策定された国の教育振興基本計画、また、平成 21 年 9 月に策定された高知県教育振興基本計画を踏まえながら、健康で知性と特性を備え、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指します。また、市民が生き甲斐を持ち、潤いのある生活を送ることができる生涯学習活動を推進し、健康づくりや体力づくり、文化に親しむ環境づくりなど、市民の誰もが自由に参加できる学習機会の造設とその拡充に取り組み、四万十市総合計画に掲げられた基本目標のひとつである“豊かな心と学びを育むまちづくり”の実現を目指します。

期間

教育行政方針の期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とします。

基本施策

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実と推進
- 3 芸術・文化・スポーツの振興
- 4 人権教育の推進
- 5 青少年の健全育成

学校教育においては、次代を担う四万十市の子どもたちに、学ぶことの目的や意識をしっかりと抱かせ、これからの社会を生き抜いていくための土台となる基礎的な力を育むとともに、生涯を通じて更に自ら学び、自己実現を図ることができるような社会発展の礎となる人材の育成を目指します。

また、四万十川を代表とする豊かで恵まれた自然環境を環境学習や体験活動の場として積極的に活用し、子どもたちの課題解決に必要な「思考力・判断力・表現力」や「体力」、学力の下支えとなる「興味・関心・意欲」を培い、子どもたち自らが郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りが持てるような教育活動の推進に取り組みます。

近年、社会における生涯学習の必要性が増す中で、学校や家庭、地域社会が相互に連携・協力を深め、市民の多様なニーズに応えることができる地域づくりが求められています。そのため、社会教育推進体制の整備を始め、学習機会の充実、ボランティア活動の推進、各種関係団体の育成強化等に積極的に取り組みます。そして、これまで幡多地域の文化拠点であった伝統を継承し、芸術・文化活動の振興を図ることにより、芸術や文化が薫る地域社会づくりを目指します。

社会体育分野では、青少年の健全育成や地域間交流なども含めた幅広い視点から、市民みんなが健康的に楽しく親しめるスポーツの振興を目指します。

これらの基本施策を定め、分野別の重点施策及び方策を明らかにすることにより、四万十市における教育行政の一層の推進を図ります。

方針と重点目標等

学 校 教 育

基本理念

～ 学びあい 高めあい 支えあう 四万十市の子どもたちの育成 ～

方 針

「知識基盤社会」ともいわれる 21 世紀にあって、子どもたちが、基礎・基本となる学力を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより、よりよく問題を解決するための資質や能力を養います。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」やたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を目指します。

知育 … 確かな学力を育む

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して、活用する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます。

徳育 … 豊かな心を育む

豊かな体験を通して、感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します。

体育 … 健やかな体を育む

健康で安全・安心を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくりま

す。

学校

… 子どもたちが安心して学べる教育施設の整備・充実を図るとともに、信頼される学校教育の確立を目指します。

家庭

… 基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などを培うとともに、家庭学習の習慣を身に付けます。

地域

… 地域の中で学び、地域の人たちとふれあう中で、社会性を身に付けます。

「生きる力」を育む

《重点目標》

1 確かな学力を育む

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上(将来の基礎となる力の育成)
- (2) 教職員の指導力と資質の向上
- (3) 小中連携教育の推進
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 複式教育の充実
- (6) 国際理解教育の充実
- (7) 情報教育の推進
- (8) 学校再編の推進

2 豊かな心を育む

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) キャリア教育の充実
- (3) いじめ・不登校問題等への取り組み
- (4) 安全教育の推進
- (5) 環境教育の推進
- (6) 学校・家庭・地域の連携強化
- (7) 学習環境の整備・充実

3 健やかな体を育む

- (1) 体力向上と健康教育の推進
- (2) 食育の推進

4 児童・生徒支援

(方 策)

1 確かな学力を育む

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上(将来の基礎となる力の育成)

基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して、課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度の育成に努めます。

教科などあらゆる場面を通じて、言語活動の充実や読書活動の推進に取り組み、言語に関する豊かな環境を整えることにより、言語力の向上を図ります。

全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、学習到達度調査の結果から、本市における教育施策の成果と課題を検証し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。

授業評価システムの活用やチームティーチング(TT)・分割授業等指導方法の工夫を図り、学習課題を明確にしたわかりやすい授業を実施し、子ども同士が学びあえる授業づくりに努めます。

- (2) 教職員の指導力と資質の向上

校内研修の充実を図り、計画的な授業研究や特色ある学校づくりの実践に努めます。

県、市等が主催する研修会や講習会、教科等のサークル活動などに積極的に参加

させることにより、教職員の指導力の向上に努めます。

学習指導要領に基づく教育活動の研究及びその実践に努めます。

(3) 小中連携教育の推進

隣接した小・中学校の連携や交流の強化を図り、継続性のある学習活動や生徒指導に取り組み、併せて、保育所、高等学校との連携・交流も深めていきます。

小中連携教育を推進するモデル校区を指定し、その取り組みや成果を他校に普及させるとともに、義務教育9年間を見通して児童・生徒の育成を図ります。

(4) 特別支援教育の推進

障害のある子どもの適正就学を図り、能力や特性を最大限に伸ばせるよう、指導方法の工夫と併せて学習環境の充実に努めます。

通常の学級に在籍する発達障害等のある子ども、あるいはその疑いや傾向が見られる子どもの学習・生活支援策として、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

四万十市就学指導委員会の本来果たすべき役割を再認識し、その充実に努めるとともに、特別支援教育の理解促進や相談支援体制の整備に努めます。

(5) 複式教育の充実

少子化等の影響から、中山間部の学校において複式学級が増えつつある現状を踏まえ、当該学級の効果的な学習と指導力の向上に向け、交流学习や合同授業、教職員の合同研修等を進め、へき地複式教育の充実に努めます。

(6) 国際理解教育の充実

外国語指導助手(ALT)や小学校外国語活動サポーターの活用を図るなど、それぞれの子どもの発達段階に応じた外国語指導の充実と異文化理解の促進に努めます。

外国籍の子どもが早期に学校生活に適應できるように、学習支援や相談体制の充実に努めます。併せて、互いの文化を尊重する態度の育成に取り組みます。

(7) 情報教育の推進

情報化社会の進展に対応するため、情報機器の活用方法に慣れ親しむ環境の整備を行い、情報機器や情報を主体的に活用できる児童生徒の育成を図ることにより、「分かる授業」の創造に努めます。

教職員の情報機器活用能力の向上に努めるとともに、各教科・領域等の学習における効果的なICT活用を図ります。

情報モラルに関する指導に努め、情報の送受信に際して、的確に判断し対処できる能力の育成を図ります。

(8) 学校再編の推進

少子化を見据え、適正規模での学校運営を維持・継続していくため、平成20年3月策定の「四万十市立小中学校再編について(第1次計画)」に基づき、子どもたちの学習効果を基本とした学校再編成を引き続き推進します。

2 豊かな心を育む

(1) 豊かな心を育む教育の推進

道徳の授業時数を確保するとともに、授業内容の工夫や指導方法の改善に努め、

命の大切さや善悪の判断、他人に対する思いやりの心などを養うための情操教育の充実を図ります。

人権尊重の理念のもと、豊かな心を育む人権教育を推進します。

老朽図書を更新や蔵書内容の検討など、学校図書室の活用に計画的に取り組み、児童生徒の読書への関心を高めるとともに、読書習慣の定着を図ります。

(2) キャリア教育の充実

子どもたちが将来の夢や希望を抱き、豊かな自己実現を図るため、職場体験学習などを通して、「人間関係を築く力」や「働くことや仕事を理解する力」、「将来を設計する力」、「意志を決定する力」の育成を図ります。

ボランティア活動や自然体験活動等の体験的・実践的な活動を積極的に推進します。

(3) いじめ・不登校問題等への取り組み

児童・生徒一人ひとりに対して、共感的、積極的なかかわりを持つ指導を行うとともに、保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する中で、学校における生徒指導の取り組みを推進します。

課題のある児童生徒に対する多面的な理解を促すとともに、毅然とした態度で指導できるよう、各学校における生徒指導の充実を図ります。

児童・生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得ることができるよう、教員や友人との心の結びつきや信頼感が実感できる学校づくりを推進します。

スクールカウンセラーなど外部の専門家やスクールソーシャルワーカー、不登校児指導員等の適正配置、教育支援センターの効果的な活用を図る中で、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実に取り組みます。

四万十市いじめ防止基本方針に基づき、四万十市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係団体相互の情報共有を円滑に行うことでいじめの早期発見につなげるとともに、啓発活動等を積極的に行うなど学校、地域、関係機関が一体となって「いじめ防止」に取り組みます。

(4) 安全教育の推進

子どもたちの危険を予見する能力の育成に努め、安全教育の一層の充実に努めます。

安全を担保するための必要な条件整備に努めるとともに、想定される事故や犯罪被害、地震等の自然災害に備えた危機管理体制の充実を図ります。特に、今後予想されている「南海トラフ巨大地震」への備えとして、学校防災マニュアルや防災教育全体計画に基づく実践的な避難訓練等を実施しながら防災教育を計画的・系統的に推進します。

登下校時の子どもたちの安全・安心を確保するため、学校や家庭、地域が一体となり、子どもたちを見守るボランティア活動組織の育成を推進します。

(5) 環境教育の推進

四万十川に代表される豊かな自然や水資源など地域の恵まれた自然環境を有効活用し、体験活動を通して自然保護に対する意識の高揚を図るなど総合的な環境教育の推進に努めます。

(6) 学校・家庭・地域の連携強化

学校と家庭、地域の連携協力を密にし、規範意識の向上、あいさつや食事など基本的な生活習慣、家庭学習などの習慣の形成に努め、地域の教育力の再生と向上に努めます。

各学校の PTA と協働し、家庭学習の習慣化や読書時間の確保など、連携した取り組みを推進します。

各校区で組織された「開かれた学校づくり推進委員会」を支援するとともに、地域に根ざし、地域の信頼と期待に応える「開かれた学校づくり」の推進に努めます。

学校運営協議会制度や学校評価制度を活用し、保護者や地域の意見を教育活動や学校経営に活かし、信頼される学校づくりに取り組みます。

(7) 学習環境の整備・充実

子どもたちが健康で安全な学校生活をおくることができるよう、学校施設や教育環境の充実・整備を図ります。

教材・教具の整備を進め、教材研究を深めることができる環境づくりに取り組み、教員個々の授業力向上に繋がります。

3 健やかな体を育む

(1) 体力向上と健康教育の推進

生きる土台となる「健やかな体」づくりを推進するため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果をもとに、各学校における児童・生徒の実態に即した体力向上対策に取り組みます。

発達段階に応じた性教育や薬物乱用防止教育など、その実践に取り組み、学校保健・体育の充実を図ります。

(2) 食育の推進

本市の食文化を継承しながら、安全で安心な地場産物を取り入れた学校給食を推進します。

子どもたちが、望ましい食習慣や自己管理能力を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心とした指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら、食に関する教育の充実を図り、児童・生徒の食に対する意識の高揚を図ります。

4 児童・生徒支援

(1) 補導センター(補導員、補導教員等)を中心に、地域での補導育成活動の充実に努め、青少年の問題行動の未然防止を図ります。

(2) 不審者などから子どもを守るために、青色パトロール車などによる巡回見回り活動の実施やスクールガードやタウンポリスといった地域住民参加型組織、関係機関との連携を図りながら、子どもに関わる犯罪の未然防止活動を積極的に推進するとともに、不審者情報の迅速な発信等の取り組みを推進します。

(3) 青少年やその家族の悩みに対する相談体制の充実に努めます。

(4) 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすような図書やインターネット情報など有害な環境から青少年を守るため、補導員や補導教員・家庭・地域団体等の協力を得る

中で必要な取り組みを行い、有害環境の浄化を推進します。

なお、学校教育の推進を図るための具体的な施策については、平成 25 年 3 月策定の『四十万十市学校教育振興基本計画』に基づき取り組んでいきます。

生涯学習

方針

社会の急激な変化に対応して、市民一人ひとりがいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会の実現を図るために、社会教育の果たす役割は重要であり、そのため、以下の5点を重点目標として取り組みます。

《重点目標》

- 1 生涯学習の充実と推進
- 2 芸術・文化の振興
- 3 青少年の健全育成
- 4 生涯学習施設の充実
- 5 放課後対策の推進

(方 策)

1 生涯学習の充実と推進

- (1) 誰でも、どこでも、いつでも、必要なことを学ぼうとする市民の学習機会を保障します。
- (2) 自主的・主体的に実施する市民や市民団体の活動を支援します。
- (3) 社会教育関係団体や市民による芸術・文化関係団体等の組織強化と活動を支援し、生涯学習活動の活性化に努めます。
- (4) 健全な社会づくりのための人権教育等の実施や各地区における講座の開催を支援し、人権意識の高揚に努めます。

2 芸術・文化の振興

- (1) 各種教室・講座の開設や各種団体による発表会・展示会の開催を奨励します。
- (2) 気軽に文化・芸術に親しめる四万十川こども演劇祭や四万十川国際音楽祭などの活動を支援するとともに、市主催による自主事業を実施し、文化の薫りあふれるまちづくりを進めます。
- (3) 伝統行事や郷土芸能の復活・継承への取り組みを支援します。
- (4) 豊かな自然と歴史に育まれた文化や文化財の保護に務めます。
- (5) 四万十川流域特有の景観が、文部科学省の『重要文化的景観』として選定されました。この景観の保全や有効活用を図り、地域の活性化に努めます。

3 青少年の健全育成

- (1) 子どもたちの安全な居場所を確保し、青少年の健全な育成への取り組みを進めるとともに、関係市民団体の活動を支援します。
- (2) 子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で家庭教育を支える環境づくりに努めます。

- (3) 青少年健全育成に必要な指導者の養成に務め、子育て世代の親の支援に取り組みます。

4 生涯学習施設の充実

- (1) 事業実施計画など市民への積極的な情報発信に努めます。
- (2) 高齢者や身体障害者にも利用しやすい施設となるよう改修を進める他、市民サービスの向上に資する管理運営に努めます。
- (3) 各施設が連携することにより、生涯学習活動がより充実するよう努めます。

5 放課後対策の推進

- (1) 学童保育等の充実を図り子どもの安心・安全な環境整備を推進することにより、子供の健全育成の充実に取り組みます。
- (2) 児童の放課後や学校での様子などについて、日常的・定期的に情報共有を行い、学校、地域やPTAと連携のもと、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組に務めます。
- (3) 児童・生徒の学力向上を目的に加力学習の充実に務めます。

社会体育

方針

健康で明るく豊で活力に満ちた「生きがい」のある社会をつくるために「市民皆スポーツ」を促進し、市民のだれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現ができるような環境づくりを積極的に進めます。

《重点目標》

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツイベントの開催

（方 策）

1 生涯スポーツの推進

(1) 体育、スポーツ活動の推進

スポーツ教室の充実を図ります。
ニュースポーツ、軽スポーツの普及に努めます。
市民総合体育祭の充実を図ります。
いきいきクラブを開催します。
ミステリーツアーを開催します。

(2) 社会体育施設の整備充実と学校体育施設等の有効利用

社会体育施設、学校開放体育施設等の整備充実努めます。
社会体育施設の有効活用を促進します。
学校体育施設の開放と利用促進に努めます。

(3) 体育、スポーツリーダーの養成と指導体制の確立

スポーツ推進委員の充実と活動強化に努めます。
スポーツ少年団のリーダー育成に努めます。

(4) スポーツ団体との連携と育成

（公財）四万十市体育協会及び加盟団体との連携強化に努めます。
スポーツ少年団の育成に努めます。
上記以外のスポーツ団体との連携と育成に努めます。

(5) スポーツ意識の高揚

各種のスポーツ情報を積極的に提供します。
研修会、講習会等への参加を促進します。
スポーツマンシップ、スポーツマナーのかん養と啓発に取り組みます。
四万十市スポーツ賞表彰を実施します。

2 競技スポーツの推進

- (1) 学校体育と社会体育の指導者連携強化に努めます。
- (2) スポーツ団体との連携により競技力の向上に努めます。
- (3) 競技会を開催し、競技力の向上に努めます。

3 スポーツイベントの開催

- (1) スポーツイベントの開催により、スポーツを通じた地域間交流や情報発信を促進します。
- (2) 四万十川リバーサイドフルウォークを開催します。
- (3) 四万十川ウルトラマラソン大会を開催します。
- (4) スポレク・チャレンジ・フェスタを開催します。
- (5) 市民ハイキングを開催します。
- (6) 四万十川水泳マラソン大会を後援します。

図 書 館

[図 書 館]

方 針

生涯学習を支援する機関として、市民の求める資料の収集に努め、図書館サービスの充実を図ります。また、「子ども読書活動」を推進し、本好きな子どもの育成に努めます。

運営方針

読書で育てる豊かな心
読書で磨く豊かな教養
読書で満たす豊かな人生



- ・ 県立図書館や学校等との連携
- ・ 図書館と家庭・地域との協働
- ・ 図書館とボランティアとの連携

《重点目標》

- 1 効果的な資料の収集と提供
- 2 全市民への図書館サービスの充実
- 3 子ども読書活動の推進
- 4 利用率の引き上げ

(方 策)

1 効果的な資料の収集と提供

- (1) 参考図書（一般教養程度）の充実に努めます。
- (2) 行政資料（パンフレット・読本等）の収集に努めます。
- (3) 郷土資料・地震・水害資料の収集に努めます。
- (4) 県立図書館や他市の図書館との連携により、効果的な図書等の提供に努めます。

2 全市民への図書館サービスの充実

- (1) 大活字本の積極的収集(高齢者・弱視者への対応)や録音図書等の確保を図ります。
- (2) 来館が困難な障害者への配送サービスを実施します。
- (3) リクエストによる図書の購入など、より市民ニーズにあった図書を確保します。
- (4) さまざまな分野や各年代向けの図書の確保を図ります。
- (5) 巡回文庫や団体貸出の拡充を図ります。

3 子ども読書活動の推進

- (1) 四万十市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域や保育所・小学校・中学校・高等学校等と連携し、子ども読書の推進と普及に努めます。

- (2) 子ども読書の日(4月23日)のPRに努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の読書(ブックスタート・絵本に親しむイベント)や絵本の読み聞かせを推進します。
- (4) 読み聞かせボランティアの育成を図ります。

4 利用率の引き上げ

- (1) インターネットによる図書検索や予約システムなどをPRし利用率の向上を図ります。
- (2) 読書の入り口としてマンガ・ジュニア小説等の収集に努めます。
- (3) 多彩な雑誌の積極的収集に努めます。
- (4) DVD等多様な視聴覚資料の収集に努めます。
- (5) 多方面に図書館情報を提供します。

[郷土資料館]

方針

幡多地域の文化遺産等を生涯学習に役立てる施設として、より効果的な運営を図るとともに、利用促進のための資料の収集、整理、保存を行い、展示及び公開に努めます。

また、現施設は昭和48年(1973年)建築と古く、今後の運営についての検討も進めていきます。

《重点目標》

- 1 資料の調査研究及び収集
- 2 施設の運営の検討
- 3 展示資料の充実

(方 策)

1 資料の調査研究及び収集

- (1) 自然・考古・郷土資料等の収集に努めます。
- (2) 保存資料の調査研究に努めます。

2 施設の運営の検討

- (1) 耐震診断の結果を基に今後の運営を検討します。
- (2) 市立図書館等他の関連施設との機能分担について見直しを行います。

3 展示資料の充実

- (1) 展示資料の入れ替えを行います。
- (2) 図書館等との連携により、展示の充実に努めます。

教育研究所

方針

教育上の諸問題について調査研究するとともに、教職員の研修並びに教育研究団体の研究の支援と連絡調整など、教育研究所の体制を充実させ、市内全域での教育の振興と充実を目指します。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、学校生活への適応が難しい児童・生徒が自立できるよう、効果的な指導や支援のあり方を研究し、対策を図ります。

《重点目標》

- 1 調査研究の推進
- 2 資料の収集と活用
- 3 情報教育の推進と充実
- 4 教育相談の充実
- 5 不登校児童生徒対策の充実
- 6 研究大会の開催
- 7 市教研諸活動への支援
- 8 研究協力員、研究協力校の活用
- 9 関係機関との連携

(方 策)

1 調査研究の推進

児童・生徒の主体的な学習態度の育成、コンピューター等の教育機器の活用及び学習指導法等の改善についての調査研究に努めます。

2 資料の収集と活用

指定研究校の研究資料や参考図書などの収集と、その提供に努めます。

3 情報教育の推進と充実

教職員の情報教育研修を深め、ICTを活用した授業づくりや児童・生徒の情報収集及び活用する能力の向上を図る等、教育効果を高めます。

4 教育相談の充実

青少年健全育成のための教育相談の充実を図ります。

5 不登校児童・生徒対策の充実

効果的な指導や支援のあり方についての調査研究を深め、不登校児童・生徒の自立を支援します。

6 研究大会の開催

教科サークル・各種部会、教科外・領域サークル及び講演会などの研究大会を開催し、教育実践の交流と研修を深めます。

7 市教研諸活動への支援

各研究団体（サークル、部会、校内研究）を支援し、教育実践と研究活動の活性化を図ります。

8 研究協力員、研究協力校の活用

研究協力員、研究協力校を指定し、研究を深めるための連携と支援に努めます。

9 関係機関との連携

他の関係機関や学校・家庭・地域との連携を図り、小・中連携 9 年間を見通した学校教育の充実に努めます。